

番号	5
措置の名称	農地転用に係る事務・権限の移譲に関する法律の改正
措置の内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号。第 5 次一括法）による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の改正により、4 ha を超える農地転用に係る事務・権限については、農林水産大臣への協議を付した上で、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する市町村の長への移譲を行うとともに、2 ha を超え 4 ha 以下の農地転用に係る農林水産大臣への協議は廃止した。
関係省庁	農林水産省